

○光市エコスタイルサポート補助金交付要綱

令和5年4月10日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、光市内の家庭生活における脱炭素化の促進を目的とし、市内において脱炭素化に資する設備を設置しようとする者に対し、光市エコスタイルサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）及び要件は、別表左欄に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号の区分に応じた要件を全て満たす者とする。

(1) LED照明設備の設置

ア 自らが居住する市内の既存住宅に設置された既存の照明設備（LED照明設備を除く。）をLED照明設備に交換する者

イ アに規定する交換を実施する者であって、当該住宅に付随する施設や空間に設置された既存の照明設備（LED照明設備を除く。）をLED照明設備に交換するもの

ウ 市内業者（本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書及び領収書を発行することができる者をいう。以下同じ。）に設置させる者

エ 市税を完納している者

(2) 宅配ボックスの設置

ア 自らが居住する市内の既存住宅に宅配ボックスを新たに設置する者

イ 市内業者に設置させる者

ウ 市税を完納している者

(補助金の額等)

第4条 市長は、対象設備を設置しようとする者に対し、別表左欄に掲げる対象設備の区分に応じ、同表右欄の規定により算出した額を合算して得た額の補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1住宅につき対象設備ごとに1回限りとする。ただし、その設置に対し附則第2項の規定による廃止前の光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱（平成24年光市告示第85号。次項において「旧要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けた対象設備については、申請をすることができない。

4 前項の規定にかかわらず、LED照明設備の補助金の交付（旧要綱に基づく交付を含む。）を受けた者であって、新たにLED照明設備を設置しようとするものについては、再度申請をすることができる。ただし、令和7年4月以降にLED照明設備の補助金の交付を受けたものは再度申請をすることができない。

(補助金の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）の着手前に、エコスタイルサポート補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することを決定したときはエコスタイルサポート補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときはエコスタイルサポート補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(着手及び完了)

第6条 設置工事は、補助金の交付決定日以降に着手しなければならない。

2 設置工事は、補助金の交付決定日の属する年度の3月20日までに完了しなければならない。

(変更承認申請及び承認)

第7条 第5条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が補助金の申請内容を変更しようとするとき、又は設置工事を中止しようとするときは、エコスタイルサポート変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、同条第1項の規定により申請した対象設備の内容に係る変更のみ申請できるものとし、申請をしていない対象設備の種別の追加を申請することはできないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、エコスタイルサポート補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者にその結果を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定者は、対象設備の設置完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の3月20日(その日が光市の休日に関する条例(平成16年光市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、エコスタイルサポート補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助金交付決定者に通知する

ものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、エコスタイルサポート補助金交付請求書(様式第8号)による補助金交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助金交付決定者本人名義の金融機関口座への振り込みの方法により行うものとする。

(対象設備の管理及び処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けて対象設備を設置した者(以下「設置者」という。)は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨を踏まえ、その適正な運用を図らなければならない。

2 設置者は、天災地変その他当該設置者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、財産処分届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、エコスタイルサポート補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、その取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月10日から施行する。

（光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱の廃止）

2 光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付申請のあった補助金については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年告示第54号）

この告示は、令和6年4月10日から施行する。

附 則（令和7年告示第71号）

この告示は、令和7年4月10日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

対象設備及び要件		補助金の額												
<p>LED照明設備</p> <p>(1) 既存の照明設備（LED照明設備を除く。）と交換すること。</p> <p>(2) 1基は居室に設置すること。ただし、再度の交付を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>※ 居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。</p>		<p>対象設備の購入・設置に要する経費の2/3</p> <p>【設置基数ごとの上限金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1基</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>3基</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>5基以上</td> <td>65,000円</td> </tr> </tbody> </table>	設置基数	上限金額	1基	13,000円	2基	26,000円	3基	39,000円	4基	52,000円	5基以上	65,000円
設置基数	上限金額													
1基	13,000円													
2基	26,000円													
3基	39,000円													
4基	52,000円													
5基以上	65,000円													
<p>宅配ボックス</p> <p>(1) 宅配ボックスの設置がされていない世帯であること。</p> <p>(2) 宅配物を安全に保管できる物であること。</p> <p>(3) 正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していること。</p>	<p>固定型</p> <p>盗難防止のため、アンカー等により地面又は躯体等と固定がされていること。</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2</p> <p>上限20,000円</p>												
	<p>簡易型</p> <p>盗難防止のため、ワイヤー等により容易に移動ができないように固定されていること。</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する経費の1/2</p> <p>上限5,000円</p>												

備考：対象設備の購入・設置に要する経費には、既存設備の撤去処分費、対象設備の運搬費及び消費税等相当額を含まない。